

## 令和6年度小坂町物価高騰対応重点支援給付金(追加分)のお知らせ

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により家計負担が増加していることから、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、物価高騰対応重点支援給付金(追加分)を給付します。

### ●対象者

基準日(令和6年12月13日)時点で小坂町に住民登録があり、世帯全員の令和6年度分の住民税が非課税である世帯(非課税世帯)、または非課税世帯で18歳以下の子どもがいる世帯

※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。

※基準日以降に小坂町に転入された方は、転入前の市区町村へお問い合わせください。

●支給額 1世帯あたり3万円(追加:子ども1人あたり2万円)

### ●手続き方法

世帯の状況により、手続き方法が異なります。

(1)「支給のお知らせ」が送付された世帯

⇒対象世帯には、2月上旬に世帯主あてに「支給のお知らせ」を送付します。

お知らせに記載されている振込先口座等に変更がない場合は、手続きは不要です。

※口座変更の場合は、**2月19日(水)**までに同封の届出書を提出してください。

(2)「支給要件確認書」が送付された世帯

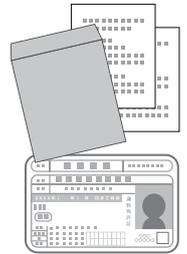
⇒対象世帯には、2月中旬までに世帯主あてに「支給要件確認書」を送付します。内容を確認のうえ、必要事項を記入し、必要書類を添付して、同封の返信用封筒で返信してください。

**申請期限 3月14日(金)**

(3)「申請書」が送付された世帯

⇒対象世帯には、2月中旬までに世帯主あてに「申請書」を送付します。内容を確認のうえ、必要事項を記入し、必要書類を添付して、同封の返信用封筒で返信してください。

**申請期限 3月14日(金)**



■お問い合わせ先 総務課企画財政班(TEL29-3907)

## トラック運送事業者の 経営安定化を支援します

エネルギー価格高騰化により厳しい経営環境に直面している町内の物流事業者を支援するため、物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業費補助金を交付します。

◆対象：下記の全てに該当すること

①貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条に定める貨物自動車運送事業を行う者。

ただし霊柩運送に限った事業は除きます。

②小坂町内に本社を置く者

③町税等について未納がない者

◆交付額：補助対象車両の台数により交付額を決定します。

・普通貨物自動車 補助対象車両1台につき7,500円

・軽貨物自動車 補助対象車両1台につき2,000円

※事業用として登録している緑ナンバー、黒ナンバーが対象です。

◆申請書：小坂町ホームページからダウンロードしてください。

◆申請方法：申請書に必要書類を添付し、郵送または申請窓口へお届けください。

【郵送の場合】

〒017-0292 秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地41番地1 小坂町観光産業課観光商工班あて

【申請窓口】

小坂町役場2階 観光産業課観光商工班

◆申請期限：令和7年3月7日(金)

■お問い合わせ先 観光産業課観光商工班(TEL29-3908)